

## 「海峡兩岸三地」(中国・台湾・香港) メディアリテラシー その(三) 香港

山本 賢二\*

### はじめに

日本と中華人民共和国に国交がなかった時代、香港は中国の情報を収集するうえでのプラットフォームの一つでありました。かつて岸信介首相は中国との関係を考え、私的に彼のプレーンに香港で中国「情報」の収集、特に中国からの脱出者にインタビューして資料を作成していたと聞いたことがあります。その時、当時の岸首相に対し中国との関係改善に消極的であるとの印象を抱いていたわたしはさすがに一国の指導者であると感じたことがあります。

日本のような平和な国際環境があって始めて生存できる地域に住むわれわれの生活を考えたら、情報、とりわけ外国の情報はそうした環境を維持するために不可欠であり、国家が主義主張を頼みに外交を展開することの危うさは火を見るよりも明らかです。日中国交正常化以前、「政経分離」という言葉が頻繁に使われた時代がありましたが、それは日本側の方便であって、中国は従来から「政経一体」に基づく外交政策を展開してきました。中国共産党にとっては、対外経済関係は政治目的を実現するための手段の一つであり続けてきました。そして、1972年の日中国交正常化以降、日中関係は紆余曲折を経て、今年(2022年)、国交正常化50周年を迎えます。その中国は「爆買い」などという言葉がメディアをにぎわせた中で、多くの日本人が「知らぬ」間にGDPで日本を超え、米国に迫る経済実体として、国際関係を左右する存在になりました。明治維新以来、工業化を実現し、中国を「リード」してきた日本が中国に経済的にも追い越された現実に直面することになったのです。

強化したその中国が力によって現状変更する道を歩むことは日本がかつて歩んできた道でもあり、孫文が往時「大アジア主義」という講演で日本に「王道と覇道」どの道を選ぶかと迫ったことを一顧だにせず、「覇道」の道を歩み続け、「満州国」を創り、さらには蒋介石率いる中国国民党の執政する中華民国全土を実行支配しようとした過去を考えれば、その中国の「海警局」の船舶が尖閣諸島の日本領海に侵入するなど、中国にとっては別に大騒ぎすることでもないかと思われまます。国家の盛衰とはそんなものであり、好き嫌いは別として、日中の力が完全に逆転した国際環境の中にわれわれがいることを認識しなければなりません。これはモーゲンソーが指摘する「権力」争奪のパワーゲームの反映であり、「権力」を拡大するパワーを持った中国の執政者である中国共産党が「中華振興」などのスローガンを掲げて、既存の秩序を改変しようとしているだけのことです。当面、日本では、日本人の対中嫌悪感の増幅とともに、「米国」一辺倒の流れが出来つつあります。もとより、軍事上の「日米」同盟は日本の国防に不可欠であり、戦後の経済発展の基盤にもなって

---

\*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究所 講師

きました。当面、強大になった中国を前にして、究極の選択は「米国」以外はありません。それは国民の安全を守ることが日本の為政者の責務だからです。さらに付け加えれば、その背景には戦後、米国の文化を受容してきた多くの日本人の「民意」もあると考えられます。日本はかつて列強によって「経済封鎖」されたことに対し、「大東亜共栄圏」という美名のもとで、中国を含むアジアを侵略したという歴史経験があります。戦後生まれの筆者ですが、戦後民主主義教育の「薫陶」を受けてきたせいも、中国の「一帯一路」はなにやら中国版「大東亜共栄圏」ではないかと思えたりします。

当面、「米国」が日本に求めていることは「米国」との一体化であります。それは中国の強大化に対する「米国」の外交政策の反映です。ただ、政策とは可変的なもので、中国を「檻」の中に閉じ込められないと判断すると、米国もその「国益」を考え、政策を変更することになるのです。すなわち、米中が「ウインウイン」の関係になれば米国にとって日米関係も変わってきます。それは当然のことであり、長期的展望をもって日米、日中関係を円滑に発展させることが求められます。日本という地域に住むわれわれの経済生活を含む「安全」を守る責務をわれわれ国民から委ねられている政治家の資質が問われることになります。もっとも、彼らを選ぶのはわれわれですから、最終的にはわれわれの資質の問題に帰することになります。

話を戻せば、当面、中国の強大化による国際関係の転型期にさまざまな問題が起きているのであり、ウイグル、香港、台湾などの問題はまさにそれが顕在化したものなのです。ウイグル問題は米国が同時多発テロにさらされた後、中国はそれまでの「階級闘争」による解決を目指していた方向から、「国際反テロ闘争」の一環として位置付けたところから始まり、今日に至っているのですが、米国はそれをいまになって「ジェノサイド」などという言葉で非難しています。米国がイスラム原理主義運動と対立していた時期、ウイグル問題はまさに「次要矛盾」であり、「主要矛盾」としての問題が解決した後、中国との関係が「主要矛盾」になったのです。すなわち、米国はいまその「主要矛盾」を克服するためにウイグル問題などを提起しているのです。

香港についていえば、1997年の中国返還から、かつて50年変えないと約束した「一国二制度」（一つの国に二つの制度）が変質することなど、主権の所在を見ればもともと予測がつくものでありましたが、ある意味時間の問題でもありました。香港が英国の植民地時代、欧米諸国は香港の「民主化」を求めたことがあるでしょうか。香港は常に国際関係のパワーバランスの中にあつたのであり、過去現在未来にわたってそうあり続ける宿命にあるのです。その過去において、台湾やこの香港で忘れてはならないことは、中国の当時の政府（清）が局地戦争による敗北で英国に香港、日本に台湾を割譲した歴史があることです。言葉を換えて言えば、香港や台湾に住む人々は中央政府から見捨てられたという事実です。

それは戦後、長い間米国の統治下にあつた沖縄の本土復帰を考えればわれわれも十分理解できるはずです。第二次世界大戦で日本は米国をはじめとする連合国に敗れた結果、北方領土はソ連によって占領、それ以外の領土は米国によって統治されることになりました。沖縄の本土復帰が遅れたのは日本政府がそれを容認してきたからであり、沖縄は香港、台湾と同じ境遇にあつたのです。すなわち、香港は英国の植民地統治を受け、台湾も五十年にわたって日本の植民地になってきたのであり、沖縄も戦後長い間米国に統治されてきたのであり、彼の地の住民は国家という権力によって人生が左右されてきたのです。こうした歴史的事実を前にしたとき、彼の地の住民の意思を尊重

することこそそうした地域に対する国家の贖罪であり、尽くすべき責務であろうと考えられます。

この一文の表題にある「海峡兩岸三地」の「三地」はもとより、将来「海峡兩岸」も死語となるかもしれません。そうなれば「メディアリテラシー」は「中国」のそれに一元化されることになるでしょう。それはメディア自体国家から独立したものではないからです。願わくば、日本のメディアは憲法と同じように、国家の暴走を監視する機能を果たしてもらいたと思っていますが、われわれにとってメディアはもともとわれわれの側にあるのではなく、それが国家であれ企業であれ、メディアを管理運営する権力に支配されているものであるため、主体者であるべきわれわれがその支配構造を熟知すれば基本的「リテラシー」を得ることができます。

香港についていえば、以前はその植民地経営に当たった英国、中国返還後はその主権者である中華人民共和国という国家「機器」を動かす中国共産党という権力の意思によってメディアが管理されてきましたし、されるようになりました。当面における香港の権力の所在を考えれば、中国共産党が香港を経営するのに有利な情報が多くなるのは必然であり、これからは中国に関する多様な情報を得ることはできなくなるでしょう。そして、今後、日本を含む欧米メディアも香港に対する関心が徐々に薄れて、近い将来香港を中国の一地方都市としてみることになるでしょう。

本稿「『海峡兩岸三地』(中国・台湾・香港)メディアリテラシー その(三) 香港」は「香港」の「メディアリテラシー」送葬の一文となるかも知れませんが、われわれが主体者として香港に関する情報を読み解く「リテラシー」をもてばよいことです。中国返還前の玉石混交の香港情報から中国返還後徐々にコントロールされてきたメディアが2020年の「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」(中華人民共和国香港特別行政区维护国家安全法)制定を機に一段と管理が進み、本国と同じように、「正面」(プラス)の情報を香港メディアが伝えるという時代が到来したのです。とはいえ、沖縄の歴史を知るわれわれは、香港のメディアを見るとき、こうした香港の歴史と現状を踏まえて、国家という権力によって翻弄されてきた「住民の意思」の「尊重」という判断「軸」を忘れないことが求められるでしょう。

## 1. 香港返還と「一国二制度」

香港(香港島、九龍、新界)は1997年7月1日に英国から中国に返還されました。それを決めた「共同声明」(中華人民共和国政府和大不列颠及北爱尔兰联合王国政府关于香港问题的联合声明(1984年12月19日))にある中国の「基本方針」(中華人民共和国对香港的基本方针政策)の中の「(五)」は「香港の現行社会、経済制度は変えない。生活方式は変えない。香港特別行政区は法律に基づいて人身、言論、出版、集会、結社、旅行、移動、通信、ストライキ、職業選択と学術研究および宗教信仰などの諸権利と自由を保障する。個人の財産、企業所有権、合法的継承権および外部からの投資はいずれも法律によって保護される。」(香港的現行社会、经济制度不变;生活方式不变。香港特別行政区依法保障人身、言论、出版、集会、结社、旅行、迁徙、通信、罢工、选择职业和学術研究以及宗教信仰等各项权利和自由。私人财产、企业所有权、合法继承权以及外来投资均受法律保护。)と明記するとともに、同じく「(十二)」では「中華人民共和国の香港に対する上述の基本方針政策と本共同声明付属文書一の上述の基本方針政策に対する具体的説明については、中華人民共和国全国人民代表大会が中華人民共和国香港特別行政区基本法によってこれを規定するとともに、五十年間は変えない。」(关于中華人民共和国对香港的上述基本方针政策和本联合声明附件一

对上述基本方针政策的具体说明，中华人民共和国全国人民代表大会将以中华人民共和国香港特别行政区基本法规定之，并在五十年内不变。）としています。

そして、1990年に制定採択され、1997年の中国返還と同時に施行された「中華人民共和國香港特別行政區基本法」（中華人民共和國香港特別行政區基本法・1990年4月4日第七屆全國人民代表大會第三次會議通過 1990年4月4日中華人民共和國主席令第二十六號公布 自1997年7月1日起施行）の「第二十七條」に「香港住民は、言論、報道、出版の自由、結社、集会、行進、デモの自由、労働組合を組織しこれに参加し、ストライキを行う権利と自由を享有する。」（香港居民享有言論、新聞、出版的自由，結社、集會、遊行、示威的自由，組織和參加工會、罷工的权利和自由。）と明記されたのです。この基本法は中華人民共和國憲法に基づいて制定されたものでありますが、その憲法には無い「報道」（新聞）の「自由」も加えられました。この「新聞・自由」という文言は建国以来中国憲法の関係規定の中には下記のように明記されたことはありません。

#### ① 中国人民政治协商会议共同纲领（1949）

（1949年9月29日中国人民政治协商会议第一届全体会议通过）

第五条 中华人民共和国人民有思想、言论、出版、集会、结社、通讯、人身、居住、迁徙、宗教信仰及示威游行的自由权。

（日訳）

第五条 中華人民共和國人民は思想、言論、出版、集會、結社、通信、人身、居住、移動、宗教信仰及びデモ行進の自由権を有する。

#### ② 中华人民共和国宪法（1954）

（1954年9月20日第一届全国人民代表大会第一次会议通过，1954年9月20日中华人民共和国第一届全国人民代表大会第一次会议主席团公布）

第八十七条 中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。国家供给必需的物质上的便利，以保证公民享受这些自由。

（日訳）

第八十七條 中華人民共和國公民は言論、出版、集會、結社、行進、デモの自由を有する。国家は公民がこうした自由を享受することを保証するため、必要な物質上の便宜を供する。

#### ③ 中华人民共和国宪法（1975）

（1975年1月17日中华人民共和国第四届全国人民代表大会第一次会议通过）

第二十八条 公民有言论、通信、出版、集会、结社、游行、示威、罢工的自由，有信仰宗教的自由和不信仰宗教、宣传无神论的自由。

（日訳）

第二十八條 公民は言論、通信、出版、集會、結社、行進、デモ、ストライキの自由を有し、宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず、無神論を宣伝する自由を有する。

#### ④ 中华人民共和国宪法（1978）

(1978年3月5日中华人民共和国第五届全国人民代表大会第一次会议通过)

第四十五条 公民有言论、通信、出版、集会、结社、游行、示威、罢工的自由，有运用“大鸣、大放、大辩论、大字报”的权利。

(日訳)

第四十五条 公民は言論、通信、出版、集会、結社、行進、デモ、ストライキの自由を有し、「大鳴、大放、大弁論、大字報」を運用する権利を有する。

### ⑤ 中华人民共和国宪法 (1982)

1982年12月4日第五届全国人民代表大会第五次会议通过 1982年12月4日全国人民代表大会公告公布施行

第三十五条 中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。

(日訳)

第三十五条 中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、デモの自由を有する。

「共同声明」にも無かったこの中国語の「新聞」はさまざまな訳が可能です。ここでは下掲の英文版も参照して、「報道」と訳しましたが、基本法にそれを加えたことは、中国の全人代が香港における「報道」と中国のそのの違いを認識していたことの反映だと思われます。すなわち、「一国二制度」下の香港においては、「報道」の「自由」が基本法によって保障されてきたのです。

### Article 27

Hong Kong residents shall have freedom of speech, of the press and of publication; freedom of association, of assembly, of procession and of demonstration; and the right and freedom to form and join trade unions, and to strike.

さらに、この基本法は「第三十九条」に「『市民的及び政治的権利に関する国際規約』、『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』および国際労働規約で香港に適用される関係規定は引き続き有効であり、香港特別区の法律を通じて実施される。・・・」(《公民权利和政治权利国际公约》、《经济、社会与文化权利的国际公约》和国际劳工公约适用于香港的有关规定继续有效，通过香港特别行政区的法律予以实施。・・・)として、第21回国連総会が1966年12月16日に採択した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A 規約、社会権規約と略される)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B 規約、自由権規約と略される)」によって、香港住民の「権利」を「尊重」する旨明記されてもいます。そのB規約「第十九条」は下記のように規定しています。

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、

一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

これは法的拘束力のない国際規約ですが、上掲のように「表現の自由」の「権利」が「国境」に関係なく「すべての者」にあることが明記されています。基本法はこうした「権利」も認めています。しかし、この国際規約はその後に、その「行使」については、「(a)」と「(b)」の目的に限り、「法律」を制定し「制限」を加えることができるとされています。

そして、その「(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」に基づき、基本法は「第二十三条」に「香港特別区は自ら法律を制定して、国を裏切り、国家を分裂させ、反乱を煽動し、中央人民政府を転覆させることおよび国家機密を盗むあらゆる行為を禁止し、外国の政治的組織あるいは団体が香港特別行政区で政治活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治的組織あるいは団体が外国の政治的組織あるいは団体と連携をとることを禁止すべきである。」（第二十三条 香港特别行政区应自行立法禁止任何叛国、分裂国家、煽动叛乱、颠覆中央人民政府及窃取国家机密的行为，禁止外国的政治性组织或团体在香港特别行政区进行政治活动，禁止香港特别行政区的政治性组织或团体与外国的政治性组织或团体建立联系。）とも明記されていました。

まさにこの規定の法律化が2020年6月30日（2020年6月30日第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十次会议通过）に採択、その公布とともに施行された「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」（中华人民共和国香港特别行政区维护国家安全法）であり、中央政府にとっては香港の中国返還以来の基本法の「第二十三条」に定められた「懸案」を解決したということになります。中国側からいえば、香港における「国を裏切り、国家を分裂させ、反乱を煽動し、中央人民政府を転覆させる」などの「行為」を「禁止」する措置であり、香港の「安定」を「維持」するための法制化ということになります。すなわち、「報道」の「自由」が明記されている「基本法」の「第二十七条」もこの「中華人民共和国香港特別行政区国家安全保護法」による制約を受ける明確な法的根拠ができたのです。

## 2. 「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」の施行

香港において2020年6月30日夜11時に発効したこの「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」は下記の6章（全66条）（全文「資料」として後掲）からなっています。

### 第一章 総則（总则）

### 第二章 香港特別行政区国家安全維持の職責と機関（香港特别行政区维护国家安全的职责和机构）

#### 第一節 職責（职责）

#### 第二節 機関（机构）

### 第三章 犯罪行為と処罰（罪行和处罚）

#### 第一節 国家分裂罪（分裂国家罪）

#### 第二節 国家政權転覆罪（颠覆国家政权罪）

## 第三節 テロ活動罪(恐怖活動罪)

## 第四節 外国あるいは域外勢力と結託し国家の安全に危害を及ぼす罪(勾結外国或者境外勢力危害国家安全罪)

## 第五節 その他の処罰規定(其他处罚规定)

## 第六節 効力範囲(效力范围)

## 第四章 案件の管轄、法律適用とプロセス(案件管辖、法律适用和程序)

## 第五章 中央人民政府香港特别行政区駐在国家安全維持機関(中央人民政府駐香港特别行政区维护国家安全机构)

## 第六章 付則(附則)

同法は「第四条」で「香港特别行政区は国家の安全を維持するうえで人権を尊重、保障し、法律によって香港特别行政区住民が香港特别行政区基本法と『市民的及び政治的権利に関する国際規約』、『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』の香港に適用される関係規定によって享受する言論、報道、出版の自由、結社、集会、行進、デモの自由を含む権利と自由を保護すべきである。」(香港特别行政区维护国家安全应当尊重和保障人权,依法保护香港特别行政区居民根据香港特别行政区基本法和《公民权利和政治权利国际公约》、《经济、社会与文化权利的国际公约》适用于香港的有关规定享有的包括言论、新闻、出版的自由,结社、集会、游行、示威的自由在内的权利和自由。)とすると同時に、「第六条」では「国家の主権、統一および領土保全を維持することは香港の同胞を含む全中国人民の共通の義務である。香港特别行政区の如何なる機関、組織および個人も本法と香港特别行政区の国家の安全を維持することに関するその他の法律を順守すべきであり、国家の安全に危害を及ぼす行為や活動に従事してはならない。香港特别行政区の住民が選挙に出たり、あるいは公職に就くときは法に従って文書に署名中華人民共和国香港特别行政区基本法を擁護することを確認、あるいは宣誓し、中華人民共和国香港特别行政区に忠誠を示すべきである。」(维护国家主权、统一和领土完整是包括香港同胞在内的全中国人民的共同义务。在香港特别行政区的任何机构、组织和个人都应当遵守本法 and 香港特别行政区有关维护国家安全的其他法律,不得从事危害国家安全的行为和活动。香港特别行政区居民在参选或者就任公职时应当依法签署文件确认或者宣誓拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法,效忠中华人民共和国香港特别行政区。)として、権利と義務を併記しています。

そして、メディアに対しては「第九条」で「香港特别行政区は国家の安全を維持し、テロ活動を防止する活動を強化すべきである。学校、社会团体、メディア、ネットワークなどに対して、国家の安全にかかわる事柄について、香港特别行政区政府は必要な措置を講じて、宣伝、指導、監督および管理を強化すべきである。」(香港特别行政区应当加强维护国家安全和防范恐怖活动的工作。对学校、社会团体、媒体、网络等涉及国家安全的事宜,香港特别行政区政府应当采取必要措施,加强宣传、指导、监督和管理。)として、管理強化を明記しています。この管理強化はそれぞれ「第一節 国家分裂罪(分裂国家罪)」、「第二節 国家政權転覆罪(颠覆国家政权罪)」、「第三節 テロ活動罪(恐怖活動罪)」、「第四節 外国あるいは域外勢力と結託し国家の安全に危害を及ぼす罪(勾結外国或者境外勢力危害国家安全罪)」における「犯罪案件」とされる行動、行為において明文化されています。

その中で、「外国あるいは域外勢力と結託し国家の安全に危害を及ぼす罪」を例にすると、同法「第二十九条」は「外国あるいは域外機関、組織、人員のために、国家の安全にかかわる国家秘密あるいは情報を盗み、探り、買い取り、不法に提供したもの。外国あるいは域外機関、組織、人員に、実行を求め、外国あるいは域外機関、組織、人員と実行を共謀、あるいは直接または間接的に外国あるいは域外機関、組織、人員の指図、支配、資金援助あるいはその他の形式の支援を受け下記の行為の一つを実行したものはいずれも犯罪となる。(为外国或者境外机构、组织、人员窃取、刺探、收买、非法提供涉及国家安全的国家秘密或者情报的；请求外国或者境外机构、组织、人员实施，与外国或者境外机构、组织、人员串谋实施，或者直接或者间接接受外国或者境外机构、组织、人员的指使、控制、资助或者其他形式的支援实施以下行为之一的，均属犯罪；)」として、下記の五項目を挙げています。

- (一) 中華人民共和国に対し戦争を仕掛けたり、武力であるいは武力での脅しによって、中華人民共和国の主権、統一および領土の保全に重大な危害を及ぼす。(对中华人民共和国发动战争，或者以武力或者武力相威胁，对中华人民共和国主权、统一和领土完整造成严重危害；)
- (二) 香港特別行政区政府あるいは中央人民政府が法律、政策を制定、執行するのに対し、重大な妨害を行うとともに重大な結果をもたらす。(对香港特别行政区政府或者中央人民政府制定和执行法律、政策进行严重阻挠并可能造成严重后果；)
- (三) 香港特別行政区の選挙に、操作支配、切り崩しを行うとともに重大な結果をもたらす。(对香港特别行政区选举进行操控、破坏并可能造成严重后果；)
- (四) 香港特別行政区あるいは中華人民共和国に対し、制裁、封鎖を行ったり、その他の敵対行動を取る。(对香港特别行政区或者中华人民共和国进行制裁、封锁或者采取其他敌对行动；)
- (五) さまざまな不法な方式を通じて、香港特別行政区住民の香港特別行政区政府に対する憎しみを誘発するとともに重大な結果をもたらす可能性がある。(通过各种非法方式引发香港特别行政区居民对中央人民政府或者香港特别行政区政府的憎恨并可能造成严重后果。)

また、その具体的な執行機関について、「第十二条」は「香港特別行政区は国家安全維持委員会を設置し、香港特別行政区の国家安全維持実務の責任を負い、国家の安全の主要な責任を担うとともに、中央人民政府の監督と問責を受け入れる。」(香港特別行政区设立维护国家安全委员会，负责香港特别行政区维护国家安全事务，承担维护国家安全的主要责任，并接受中央人民政府的监督和问责。)としています。さらに、「四十八条」は「中央人民政府は香港特別行政区に国家安全維持公署を設置する。中央人民政府香港特別行政区国家安全維持公署は法に従い国家安全保護の職責を履行し、関係権力を行使する。駐香港特別行政区国家安全維持公署の人員は中央人民政府の国家安全維持の関係機関が合同で派遣する。」(中央人民政府在香港特别行政区设立维护国家安全公署。中央人民政府驻香港特别行政区维护国家安全公署依法履行维护国家安全职责，行使相关权力。驻香港特别行政区维护国家安全公署人员由中央人民政府维护国家安全的有关机关联合派出。)と明記しています。そして、同署の職責を「第四十九条」で下記の四項目をあげています。

- (一) 香港特別行政区の国家安全維持の情勢を分析、研究判断し、国家安全を維持する重大戦略



と重要政策について、意見、提案を提起する。(分析研判香港特别行政区维护国家安全形势, 就维护国家安全重大战略和重要政策提出意见和建议;)

- (二) 香港特别行政区が国家安全維持の職責を履行するのを監督、指導、調整、支持する。(監督、指導、協調、支持香港特别行政区履行维护国家安全的职责;)
- (三) 国家安全情報を収集分析する。(收集分析国家安全情报信息;)
- (四) 法に従って国家の安全に危害を及ぼす犯罪案件を処理する。(依法办理危害国家安全犯罪案件。)

以上の「職責」の「(四)」から分かるように、「国家の安全に危害を及ぼす犯罪案件」は中央の組織といえる「駐香港特别行政区国家安全維持公署」が「処理」することになったのです。

そして、この「中華人民共和国香港特别行政区国家安全維持法」は「第六章 付則」(附則)の「第六十二条」に「香港特别行政区当地の法律規定で本法と一致しないものは、本法の規定を適用する。」(香港特别行政区本地法律規定与本法不一致的, 适用本法規定。)とあるように、最優先される法律となったのです。ですから、基本法「第二十七条」に明記された「報道」の「自由」や「言論」の「自由」などの表現の自由もこの法律によって制限されることになったのです。すなわち、こうした制限を受けるメディアから流される情報をわれわれが受け取るようになったのです。

こうした中で、中国批判を繰り返した蘋果日報の廃刊(2021.6.24)とその創業者黎智英(ジミー・ライ)の逮捕(2020.8.10)と実刑判決(2021.4.16)は象徴的な出来事であり、公共放送・香港電台(RTHK)の新人事(2021.2.19)、ネットメディアの「立場新聞」の閉鎖(2021.12.29)、「衆新聞」の配信停止(2022.1.4)なども香港における言論空間の縮小を反映しています。

## おわりに

「中華人民共和国香港特别行政区国家安全維持法」の制定は2021年の中国共産党成立100周年の前年の2020年であったことを考えると、「逃亡犯条例」改正問題から端を発した香港の「混乱」を許容しないとす中国共産党の意思がよりはっきりと見えてくるでしょう。同法の制定から中共100周年までちょうど1年、この期間は香港の「安定」を実現するための地ならしでもあったと思われる。そして、同法の施行は香港メディアが新たな環境に入ったことを示しています。

その背景には「党がすべてを指導する」時代に中国が一步先に入っていたことがあります。香港のメディア環境の変化は中国共産党の変化と軌を一にしているといえるでしょう。もとより、中国共産党が中華人民共和国を経営してきたのですが、習近平時代になり、それまで以上に党の指導が強調されるようになりました。

中国共産党第19回全国代表大会は2017年10月18日に開幕し、「小康社会の全面的達成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう」(「决胜全面建成小康社会夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利」)と題する習近平総書記の活動報告、党規約を修正採択などして10月24日に閉幕しましたが、習報告の中にあつた「すべての活動に対する党の指導を堅持する。党政軍民学, 東西南北中, 党がすべてを指導するものである。」(坚持党对一切工作的领导。党政军民学, 东西南北中, 党是领导一切的。)という表現は、同大会で一部修正され、採択された中国共産党規約(19全大会規約)に「中国共産党の指導は中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴で

あり、中国の特色ある社会主義制度の最大の優位性である。党政軍民学，東西南北中，党がすべてを指導するものである。」（中国共産党的领导是中国特色社会主义最本质的特征，是中国特色社会主义制度的最大优势。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）と明記されました。こうした「党がすべてを指導する」という中国共産党の路線政策方針は中国国内の諸領域はいうに及ばず、この香港の「一国二制度」を有名無実化させました。周知のように、香港における「一国二制度」は鄧小平が台湾の統一を目指して考えた方策であり、香港はその実験場でもありましたが、どうやらその成否の答えが出されたようです。

こうした「五十年」変えないとする「一国二制度」の現状変更を香港住民の政治空間の縮小であるとして、批判しているのが既存の秩序を維持したい立場にある人々と国であり、それは民主主義という「普遍的価値」に対する中国の挑戦と映るのです。そこには民主主義の基盤となる「法治」に対する異なる考え方があります。われわれは国家権力の暴走を抑えるための「主権在民」という「国民主権」に基づく「法治」を信奉しているのに対し、法を支配階級の利益のためのイデオロギー的上部構造であると考えている中国共産党はその意思を実現するための国家という暴力装置としての「機器」を階級敵から守るために機能させるための「法治」と位置付けているのです。その一環として制定公布施行されたのが「中華人民共和国香港特别行政区国家安全維持法」なのです。

筆者はよく「主権在民」になぞらえて、日本は「情報在民」、中国は「情報在党」などと表現することがありますが、前者が日本において実現されているかといえば、それは理想であって、ある種の主体者としてのわれわれの努力目標であろうと思っています。一例を挙げれば、福島原発に関連する情報は誰によって管理されているのかを考えればわかると思いますが、国家と東電という「権力」によってです。そして、メディアはそこから発せられた情報を何らかの処理をしてわれわれに伝えるのです。われわれからすれば、そのメディアも一つの「権力」なのです。一方、後者は中国共産党という「権力」がメディアを支配し、情報を一括管理することを示していますので、党とメディアが一体であるので、受け手からすれば極めて分かりやすくなります。ですので、香港のメディア環境は「中華人民共和国香港特别行政区国家安全維持法」の施行によって、「一国二制度」から「一国一制度」になりつつあるということが言えるでしょう。

なお、1968年に設立された香港記者協會（Hong Kong Journalists Association, 略称：HKJA）（<https://www.hkja.org.hk/zh/>）は1994年から毎年「言論自由年報」をネット上で公開してきました。以前は自由にアクセスしプリントアウトしたりして読めたのですが、本文執筆中（2022.1.28）にアクセスしたところ「PAGE NOT FOUND」という表示が出て、当該ページを開くことができませんでした。執筆者が最後にプリントアウトしたのは「《破碎的自由》（「壊れた自由」）という表題の2021年版の年報ですが、当局の指示による「PAGE NOT FOUND」だとすれば、これまでの香港の「言論の自由」の歴史を「修正」しようとする試みかも知れません。

「香港経済新聞」によると、「香港政府は昨年（2018執筆者注）12月5日、中環（Central）に香港のニュースの歴史をたどることができる「香港新聞博覧館（Hong Kong News-Expo / HKNE）」（2 Bridges Street, Central Hong Kong TEL 2205 2233）を開館した。イギリスの植民地、中国共産党の影響など時代に翻弄（ほんろう）されてきた香港のメディアの歴史が分かる場所として注目を集めている。」（<https://hongkong.keizai.biz/headline/1057/>）と伝えられています。機会があれば、参観したいと思っています。

本稿は中国共産党という「権力」の本質から、「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」の施行を位置付けながら、「一国二制度」下にあった香港メディアの環境変化の背景を俯瞰してきました。それを踏まえた上で、われわれは冒頭指摘したように「国家という権力によって翻弄されてきた『住民の意思』の『尊重』という判断『軸』を忘れない」という「リテラシー」をもって香港メディアの今後を見守るべきだと思います。

最後に、「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」と香港のメディア界の詳細な動向については山田賢一「香港の報道の自由，瀬戸際に～香港国家安全維持法の衝撃～」『放送研究と調査』2021年1月号（2021.1.1）の論考に詳しいので、一読されたい。

(資料)

中华人民共和国香港特别行政区维护国家安全法

(2020年6月30日第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十次会议通过)

目 录

第一章 总 则

第二章 香港特别行政区维护国家安全的职责和机构

第一节 职 责

第二节 机 构

第三章 罪行和处罚

第一节 分裂国家罪

第二节 颠覆国家政权罪

第三节 恐怖活动罪

第四节 勾结外国或者境外势力危害国家安全罪

第五节 其他处罚规定

第六节 效力范围

第四章 案件管辖、法律适用和程序

第五章 中央人民政府驻香港特别行政区维护国家安全机构

第六章 附 则

第一章 总 则

第一条 为坚定不移并全面准确贯彻“一国两制”、“港人治港”、高度自治的方针，维护国家安全，防范、制止和惩治与香港特别行政区有关的分裂国家、颠覆国家政权、组织实施恐怖活动和勾结外国或者境外势力危害国家安全等犯罪，保持香港特别行政区的繁荣和稳定，保障香港特别行政区居民的合法权益，根据中华人民共和国宪法、中华人民共和国香港特别行政区基本法和全国人民代表大会关于建立健全香港特别行政区维护国家安全的法律制度和执行机制的决定，制定本法。

第二条 关于香港特别行政区法律地位的香港特别行政区基本法第一条和第十二条规定是香港特别行政区基本法的根本性条款。香港特别行政区任何机构、组织和个人行使权利和自由，不得违背香港特别行政区基本法第一条和第十二条的规定。

第三条 中央人民政府对香港特别行政区有关的国家安全事务负有根本责任。

香港特别行政区负有维护国家安全的宪制责任，应当履行维护国家安全的职责。

香港特别行政区行政机关、立法机关、司法机关应当依据本法和其他有关法律规定有效防范、制止和惩治危害国家安全的行为和活动。

第四条 香港特别行政区维护国家安全应当尊重和保障人权，依法保护香港特别行政区居民根据香港特别行政区基本法和《公民权利和政治权利国际公约》、《经济、社会与文化权利的国际公约》适用于香港的有关规定享有的包括言论、新闻、出版的自由，结社、集会、游行、示威的自由在内的权利和自由。

第五条 防范、制止和惩治危害国家安全犯罪，应当坚持法治原则。法律规定为犯罪行为的，依照法律定罪处刑；法律没有规定为犯罪行为的，不得定罪处刑。

任何人未经司法机关判罪之前均假定无罪。保障犯罪嫌疑人、被告人和其他诉讼参与人依法享有的辩护权和其他诉讼权利。任何人已经司法程序被最终确定有罪或者宣告无罪的，不得就同一行为再予审判或者惩罚。

第六条 维护国家主权、统一和领土完整是包括香港同胞在内的全中国人民的共同义务。

在香港特别行政区的任何机构、组织和个人都应当遵守本法和香港特别行政区有关维护国家安全的其他法律，不得从事危害国家安全的行为和活动。

香港特别行政区居民在参选或者就任公职时应当依法签署文件确认或者宣誓拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法，效忠中华人民共和国香港特别行政区。

## 第二章 香港特别行政区维护国家安全的职责和机构

### 第一节 职 责

第七条 香港特别行政区应当尽早完成香港特别行政区基本法规定的维护国家安全立法，完善相关法律。

第八条 香港特别行政区执法、司法机关应当切实执行本法和香港特别行政区现行法律有关防范、制止和惩治危害国家安全行为和活动的规定，有效维护国家安全。

第九条 香港特别行政区应当加强维护国家安全和防范恐怖活动的工作。对学校、社会团体、媒体、网络等涉及国家安全的事宜，香港特别行政区政府应当采取必要措施，加强宣传、指导、监督和管理。

第十条 香港特别行政区应当通过学校、社会团体、媒体、网络等开展国家安全教育，提高香港特别行政区居民的国家安全意识和守法意识。

第十一条 香港特别行政区行政长官应当就香港特别行政区维护国家安全事务向中央人民政府负责，并就香港特别行政区履行维护国家安全职责的情况提交年度报告。

如中央人民政府提出要求，行政长官应当就维护国家安全特定事项及时提交报告。

### 第二节 机 构

第十二条 香港特别行政区设立维护国家安全委员会，负责香港特别行政区维护国家安全事务，承担维护国家安全的主要责任，并接受中央人民政府的监督和问责。

第十三条 香港特别行政区维护国家安全委员会由行政长官担任主席，成员包括政务司长、财政司

长、律政司长、保安局局长、警务处处长、本法第十六条规定的警务处维护国家安全部门的负责人、入境事务处处长、海关关长和行政长官办公室主任。

香港特别行政区维护国家安全委员会下设秘书处，由秘书长领导。秘书长由行政长官提名，报中央人民政府任命。

第十四条 香港特别行政区维护国家安全委员会的职责为：

- (一) 分析研判香港特别行政区维护国家安全形势，规划有关工作，制定香港特别行政区维护国家安全政策；
- (二) 推进香港特别行政区维护国家安全的法律制度和执行机制建设；
- (三) 协调香港特别行政区维护国家安全的重点工作和重大行动。

香港特别行政区维护国家安全委员会的工作不受香港特别行政区任何其他机构、组织和个人的干涉，工作信息不予公开。香港特别行政区维护国家安全委员会作出的决定不受司法复核。

第十五条 香港特别行政区维护国家安全委员会设立国家安全事务顾问，由中央人民政府指派，就香港特别行政区维护国家安全委员会履行职责相关事务提供意见。国家安全事务顾问列席香港特别行政区维护国家安全委员会会议。

第十六条 香港特别行政区政府警务处设立维护国家安全的部门，配备执法力量。

警务处维护国家安全部门负责人由行政长官任命，行政长官任命前须书面征求本法第四十八条规定的机构的意见。警务处维护国家安全部门负责人在就职时应当宣誓拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法，效忠中华人民共和国香港特别行政区，遵守法律，保守秘密。

警务处维护国家安全部门可以从香港特别行政区以外聘请合格的专门人员和技术人员，协助执行维护国家安全相关任务。

第十七条 警务处维护国家安全部门的职责为：

- (一) 收集分析涉及国家安全的情报信息；
- (二) 部署、协调、推进维护国家安全的措施和行动；
- (三) 调查危害国家安全犯罪案件；
- (四) 进行反干预调查和开展国家安全审查；
- (五) 承办香港特别行政区维护国家安全委员会交办的维护国家安全工作；
- (六) 执行本法所需的其他职责。

第十八条 香港特别行政区律政司设立专门的国家安全犯罪案件检控部门，负责危害国家安全犯罪案件的检控工作和其他相关法律事务。该部门检控官由律政司长征得香港特别行政区维护国家安全委员会同意后任命。

律政司国家安全犯罪案件检控部门负责人由行政长官任命，行政长官任命前须书面征求本法第四十八条规定的机构的意见。律政司国家安全犯罪案件检控部门负责人在就职时应当宣誓拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法，效忠中华人民共和国香港特别行政区，遵守法律，保守秘密。

第十九条 经行政长官批准，香港特别行政区政府财政司长应当从政府一般收入中拨出专门款项支付关于维护国家安全的开支并核准所涉及的人员编制，不受香港特别行政区现行有关法律规定的限制。财政司长须每年就该款项的控制和管理向立法会提交报告。

### 第三章 罪行和处罚

### 第一节 分裂国家罪

第二十条 任何人组织、策划、实施或者参与实施以下旨在分裂国家、破坏国家统一行为之一的，不论是否使用武力或者以武力相威胁，即属犯罪：

- (一) 将香港特别行政区或者中华人民共和国其他任何部分从中华人民共和国分离出去；
- (二) 非法改变香港特别行政区或者中华人民共和国其他任何部分的法律地位；
- (三) 将香港特别行政区或者中华人民共和国其他任何部分转归外国统治。

犯前款罪，对首要分子或者罪行重大的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑；对积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑；对其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

第二十一条 任何人煽动、协助、教唆、以金钱或者其他财物资助他人实施本法第二十条规定的犯罪的，即属犯罪。情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节较轻的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制。

### 第二节 颠覆国家政权罪

第二十二条 任何人组织、策划、实施或者参与实施以下以武力、威胁使用武力或者其他非法手段旨在颠覆国家政权行为之一的，即属犯罪：

- (一) 推翻、破坏中华人民共和国宪法所确立的中华人民共和国根本制度；
- (二) 推翻中华人民共和国中央政权机关或者香港特别行政区政权机关；
- (三) 严重干扰、阻挠、破坏中华人民共和国中央政权机关或者香港特别行政区政权机关依法履行职能；
- (四) 攻击、破坏香港特别行政区政权机关履职场所及其设施，致使其无法正常履行职能。

犯前款罪，对首要分子或者罪行重大的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑；对积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑；对其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

第二十三条 任何人煽动、协助、教唆、以金钱或者其他财物资助他人实施本法第二十二条规定的犯罪的，即属犯罪。情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节较轻的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制。

### 第三节 恐怖活动罪

第二十四条 为胁迫中央人民政府、香港特别行政区政府或者国际组织或者威吓公众以图实现政治主张，组织、策划、实施、参与实施或者威胁实施以下造成或者意图造成严重社会危害的恐怖活动之一的，即属犯罪：

- (一) 针对人的严重暴力；
- (二) 爆炸、纵火或者投放毒害性、放射性、传染病病原体等物质；
- (三) 破坏交通工具、交通设施、电力设备、燃气设备或者其他易燃易爆设备；
- (四) 严重干扰、破坏水、电、燃气、交通、通讯、网络等公共服务和管理的电子控制系统；
- (五) 以其他危险方法严重危害公众健康或者安全。

犯前款罪，致人重伤、死亡或者使公私财产遭受重大损失的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑；其他情形，处三年以上十年以下有期徒刑。

第二十五条 组织、领导恐怖活动组织的，即属犯罪，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑，并处没

收财产；积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，可以并处罚金。

本法所指的恐怖活动组织，是指实施或者意图实施本法第二十四条规定的恐怖活动罪行或者参与或者协助实施本法第二十四条规定的恐怖活动罪行的组织。

第二十六条 为恐怖活动组织、恐怖活动人员、恐怖活动实施提供培训、武器、信息、资金、物资、劳务、运输、技术或者场所等支持、协助、便利，或者制造、非法管有爆炸性、毒害性、放射性、传染病病原体等物质以及以其他形式准备实施恐怖活动的，即属犯罪。情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金或者没收财产；其他情形，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

有前款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

第二十七条 宣扬恐怖主义、煽动实施恐怖活动的，即属犯罪。情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金或者没收财产；其他情形，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

第二十八条 本节规定不影响依据香港特别行政区法律对其他形式的恐怖活动犯罪追究刑事责任并采取冻结财产等措施。

#### 第四节 勾结外国或者境外势力危害国家安全罪

第二十九条 为外国或者境外机构、组织、人员窃取、刺探、收买、非法提供涉及国家安全的国家秘密或者情报的；请求外国或者境外机构、组织、人员实施，与外国或者境外机构、组织、人员串谋实施，或者直接或者间接接受外国或者境外机构、组织、人员的指使、控制、资助或者其他形式的支援实施以下行为之一的，均属犯罪：

- (一) 对中华人民共和国发动战争，或者以武力或者武力相威胁，对中华人民共和国主权、统一和领土完整造成严重危害；
- (二) 对香港特别行政区政府或者中央人民政府制定和执行法律、政策进行严重阻挠并可能造成严重后果；
- (三) 对香港特别行政区选举进行操控、破坏并可能造成严重后果；
- (四) 对香港特别行政区或者中华人民共和国进行制裁、封锁或者采取其他敌对行动；
- (五) 通过各种非法方式引发香港特别行政区居民对中央人民政府或者香港特别行政区政府的憎恨并可能造成严重后果。

犯前款罪，处三年以上十年以下有期徒刑；罪行重大的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑。

本条第一款规定涉及的境外机构、组织、人员，按共同犯罪定罪处罚。

第三十条 为实施本法第二十条、第二十二条规定的犯罪，与外国或者境外机构、组织、人员串谋，或者直接或者间接接受外国或者境外机构、组织、人员的指使、控制、资助或者其他形式的支援的，依照本法第二十条、第二十二条的规定从重处罚。

#### 第五节 其他处罚规定

第三十一条 公司、团体等法人或者非法人组织实施本法规定的犯罪的，对该组织判处罚金。

公司、团体等法人或者非法人组织因犯本法规定的罪行受到刑事处罚的，应责令其暂停运作或者吊销其执照或者营业许可证。

第三十二条 因实施本法规定的犯罪而获得的资助、收益、报酬等违法所得以及用于或者意图用于犯罪的资金和工具，应当予以追缴、没收。

第三十三条 有以下情形的，对有关犯罪行为人、犯罪嫌疑人、被告人可以从轻、减轻处罚；犯罪较轻的，可以免除处罚：

- (一) 在犯罪过程中，自动放弃犯罪或者自动有效地防止犯罪结果发生的；
- (二) 自动投案，如实供述自己的罪行的；
- (三) 揭发他人犯罪行为，查证属实，或者提供重要线索得以侦破其他案件的。

被采取强制措施的犯罪嫌疑人、被告人如实供述执法、司法机关未掌握的本人犯有本法规定的其他罪行的，按前款第二项规定处理。

第三十四条 不具有香港特别行政区永久性居民身份的人实施本法规定的犯罪的，可以独立适用或者附加适用驱逐出境。

不具有香港特别行政区永久性居民身份的人违反本法规定，因任何原因不对其追究刑事责任的，也可以驱逐出境。

第三十五条 任何人经法院判决犯危害国家安全罪行的，即丧失作为候选人参加香港特别行政区举行的立法会、区议会选举或者出任香港特别行政区任何公职或者行政长官选举委员会委员的资格；曾经宣誓或者声明拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法、效忠中华人民共和国香港特别行政区的立法会议员、政府官员及公务人员、行政会议成员、法官及其他司法人员、区议员，即时丧失该等职务，并丧失参选或者出任上述职务的资格。

前款规定资格或者职务的丧失，由负责组织、管理有关选举或者公职任免的机构宣布。

## 第六节 效力范围

第三十六条 任何人在香港特别行政区内实施本法规定的犯罪的，适用本法。犯罪的行为或者结果有一项发生在香港特别行政区内的，就认为是在香港特别行政区内犯罪。

在香港特别行政区注册的船舶或者航空器内实施本法规定的犯罪的，也适用本法。

第三十七条 香港特别行政区永久性居民或者在香港特别行政区成立的公司、团体等法人或者非法人组织在香港特别行政区以外实施本法规定的犯罪的，适用本法。

第三十八条 不具有香港特别行政区永久性居民身份的人在香港特别行政区以外针对香港特别行政区实施本法规定的犯罪的，适用本法。

第三十九条 本法施行以后的行为，适用本法定罪处刑。

## 第四章 案件管辖、法律适用和程序

第四十条 香港特别行政区对本法规定的犯罪案件行使管辖权，但本法第五十五条规定的情形除外。

第四十一条 香港特别行政区管辖危害国家安全犯罪案件的立案侦查、检控、审判和刑罚的执行等诉讼程序事宜，适用本法和香港特别行政区本地法律。

未经律政司长书面同意，任何人不得就危害国家安全犯罪案件提出检控。但该规定不影响就有关犯罪依法逮捕犯罪嫌疑人并将其羁押，也不影响该等犯罪嫌疑人申请保释。

香港特别行政区管辖的危害国家安全犯罪案件的审判循公诉程序进行。



审判应当公开进行。因为涉及国家秘密、公共秩序等情形不宜公开审理的，禁止新闻界和公众旁听全部或者一部分审理程序，但判决结果应当一律公开宣布。

第四十二条 香港特别行政区执法、司法机关在适用香港特别行政区现行法律有关羁押、审理期限等方面的规定时，应当确保危害国家安全犯罪案件公正、及时办理，有效防范、制止和惩治危害国家安全犯罪。

对犯罪嫌疑人、被告人，除非法官有充足理由相信其不会继续实施危害国家安全行为的，不得准予保释。

第四十三条 香港特别行政区政府警务处维护国家安全部门办理危害国家安全犯罪案件时，可以采取香港特别行政区现行法律准予警方等执法部门在调查严重犯罪案件时采取的各种措施，并可以采取以下措施：

- (一) 搜查可能存有犯罪证据的处所、车辆、船只、航空器以及其他有关地方和电子设备；
- (二) 要求涉嫌实施危害国家安全犯罪行为的人员交出旅行证件或者限制其离境；
- (三) 对用于或者意图用于犯罪的财产、因犯罪所得的收益等与犯罪相关的财产，予以冻结，申请限制令、押记令、没收令以及充公；
- (四) 要求信息发布人或者有关服务商移除信息或者提供协助；
- (五) 要求外国及境外政治性组织，外国及境外当局或者政治性组织的代理人提供资料；
- (六) 经行政长官批准，对有合理理由怀疑涉及实施危害国家安全犯罪的人员进行截取通讯和秘密监察；
- (七) 对有合理理由怀疑拥有与侦查有关的资料或者管有有关物料的人员，要求其回答问题和提交资料或者物料。

香港特别行政区维护国家安全委员会对警务处维护国家安全部门等执法机构采取本条第一款规定措施负有监督责任。

授权香港特别行政区行政长官会同香港特别行政区维护国家安全委员会为采取本条第一款规定措施制定相关实施细则。

第四十四条 香港特别行政区行政长官应当从裁判官、区域法院法官、高等法院原讼法庭法官、上诉法庭法官以及终审法院法官中指定若干名法官，也可从暂委或者特委法官中指定若干名法官，负责处理危害国家安全犯罪案件。行政长官在指定法官前可征询香港特别行政区维护国家安全委员会和终审法院首席法官的意见。上述指定法官任期一年。

凡有危害国家安全言行的，不得被指定为审理危害国家安全犯罪案件的法官。在获任指定法官期间，如有危害国家安全言行的，终止其指定法官资格。

在裁判法院、区域法院、高等法院和终审法院就危害国家安全犯罪案件提起的刑事检控程序应当分别由各该法院的指定法官处理。

第四十五条 除本法另有规定外，裁判法院、区域法院、高等法院和终审法院应当按照香港特别行政区的其他法律处理就危害国家安全犯罪案件提起的刑事检控程序。

第四十六条 对高等法院原讼法庭进行的就危害国家安全犯罪案件提起的刑事检控程序，律政司长可基于保护国家秘密、案件具有涉外因素或者保障陪审员及其家人的人身安全等理由，发出证书指示相关诉讼毋须在有陪审团的情况下进行审理。凡律政司长发出上述证书，高等法院原讼法庭应当在没有陪审团的情况下进行审理，并由三名法官组成审判庭。

凡律政司长发出前款规定的证书，适用于相关诉讼的香港特别行政区任何法律条文关于“陪审团”或者“陪审团的裁决”，均应当理解为指法官或者法官作为事实裁断者的职能。

第四十七条 香港特别行政区法院在审理案件中遇有涉及有关行为是否涉及国家安全或者有关证据材料是否涉及国家秘密的认定问题，应取得行政长官就该等问题发出的证明书，上述证明书对法院有约束力。

## 第五章 中央人民政府驻香港特别行政区维护国家安全机构

第四十八条 中央人民政府在香港特别行政区设立维护国家安全公署。中央人民政府驻香港特别行政区维护国家安全公署依法履行维护国家安全职责，行使相关权力。

驻香港特别行政区维护国家安全公署人员由中央人民政府维护国家安全的有关机关联合派出。

第四十九条 驻香港特别行政区维护国家安全公署的职责为：

- (一) 分析研判香港特别行政区维护国家安全形势，就维护国家安全重大战略和重要政策提出意见和建议；
- (二) 监督、指导、协调、支持香港特别行政区履行维护国家安全的职责；
- (三) 收集分析国家安全情报信息；
- (四) 依法办理危害国家安全犯罪案件。

第五十条 驻香港特别行政区维护国家安全公署应当严格依法履行职责，依法接受监督，不得侵害任何个人和组织的合法权益。

驻香港特别行政区维护国家安全公署人员除须遵守全国性法律外，还应当遵守香港特别行政区法律。

驻香港特别行政区维护国家安全公署人员依法接受国家监察机关的监督。

第五十一条 驻香港特别行政区维护国家安全公署的经费由中央财政保障。

第五十二条 驻香港特别行政区维护国家安全公署应当加强与中央人民政府驻香港特别行政区联络办公室、外交部驻香港特别行政区特派员公署、中国人民解放军驻香港部队的工作联系和工作协同。

第五十三条 驻香港特别行政区维护国家安全公署应当与香港特别行政区维护国家安全委员会建立协调机制，监督、指导香港特别行政区维护国家安全工作。

驻香港特别行政区维护国家安全公署的工作部门应当与香港特别行政区维护国家安全的有关机关建立协作机制，加强信息共享和行动配合。

第五十四条 驻香港特别行政区维护国家安全公署、外交部驻香港特别行政区特派员公署会同香港特别行政区政府采取必要措施，加强对外国和国际组织驻香港特别行政区机构、在香港特别行政区的外国和境外非政府组织和新闻机构的管理和服务。

第五十五条 有以下情形之一的，经香港特别行政区政府或者驻香港特别行政区维护国家安全公署提出，并报中央人民政府批准，由驻香港特别行政区维护国家安全公署对本法规定的危害国家安全犯罪案件行使管辖权：

- (一) 案件涉及外国或者境外势力介入的复杂情况，香港特别行政区管辖确有困难的；
- (二) 出现香港特别行政区政府无法有效执行本法的严重情况的；
- (三) 出现国家安全面临重大现实威胁的情况的。

第五十六条 根据本法第五十五条规定管辖有关危害国家安全犯罪案件时，由驻香港特别行政区维

护国家安全公署负责立案侦查, 最高人民检察院指定有关检察机关行使检察权, 最高人民法院指定有关法院行使审判权。

第五十七条 根据本法第五十五条规定管辖案件的立案侦查、审查起诉、审判和刑罚的执行等诉讼程序事宜, 适用《中华人民共和国刑事诉讼法》等相关法律的规定。

根据本法第五十五条规定管辖案件时, 本法第五十六条规定的执法、司法机关依法行使相关权力, 其为决定采取强制措施、侦查措施和司法裁判而签发的法律文书在香港特别行政区具有法律效力。对于驻香港特别行政区维护国家安全公署依法采取的措施, 有关机构、组织和个人必须遵从。

第五十八条 根据本法第五十五条规定管辖案件时, 犯罪嫌疑人自被驻香港特别行政区维护国家安全公署第一次讯问或者采取强制措施之日起, 有权委托律师作为辩护人。辩护律师可以依法为犯罪嫌疑人、被告人提供法律帮助。

犯罪嫌疑人、被告人被合法拘捕后, 享有尽早接受司法机关公正审判的权利。

第五十九条 根据本法第五十五条规定管辖案件时, 任何人如果知道本法规定的危害国家安全犯罪案件情况, 都有如实作证的义务。

第六十条 驻香港特别行政区维护国家安全公署及其人员依据本法执行职务的行为, 不受香港特别行政区管辖。

持有驻香港特别行政区维护国家安全公署制发的证件或者证明文件的人员和车辆等在执行职务时不受香港特别行政区执法人员检查、搜查和扣押。

驻香港特别行政区维护国家安全公署及其人员享有香港特别行政区法律规定的其他权利和豁免。

第六十一条 驻香港特别行政区维护国家安全公署依据本法规定履行职责时, 香港特别行政区政府有关部门须提供必要的便利和配合, 对妨碍有关执行职务的行为依法予以制止并追究责任。

## 第六章 附 则

第六十二条 香港特别行政区本地法律规定与本法不一致的, 适用本法规定。

第六十三条 办理本法规定的危害国家安全犯罪案件的有关执法、司法机关及其人员或者办理其他危害国家安全犯罪案件的香港特别行政区执法、司法机关及其人员, 应当对办案过程中知悉的国家秘密、商业秘密和个人隐私予以保密。

担任辩护人或者诉讼代理人的律师应当保守在执业活动中知悉的国家秘密、商业秘密和个人隐私。

配合办案的有关机构、组织和个人应当对案件有关情况予以保密。

第六十四条 香港特别行政区适用本法时, 本法规定的“有期徒刑”“无期徒刑”“没收财产”和“罚金”分别指“监禁”“终身监禁”“充公犯罪所得”和“罚款”, “拘役”参照适用香港特别行政区相关法律规定的“监禁”“入劳役中心”“入教导所”, “管制”参照适用香港特别行政区相关法律规定的“社会服务令”“入感化院”, “吊销执照或者营业许可证”指香港特别行政区相关法律规定的“取消注册或者注册豁免, 或者取消牌照”。

第六十五条 本法的解释权属于全国人民代表大会常务委员会。

第六十六条 本法自公布之日起施行。